

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会 委員会運営規程

(名称)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会(以下「当会」という。)の、委員会運営(以下、「委員会運営」という。)について定める。

(目的)

第2条 委員会運営については、当会定款第38条2項に基づく専門委員会を設けて、委員会の運営、組織、活動方法等については、この規程に従って設けることにする。

(趣旨)

第3条 専門委員会の趣旨、目的に合わせた運営ができること。

(事業)

第4条 専門委員会は、前条の目的を達成するために次に挙げる業務を行う。

- (1) 専門委員会の企画、運営に関すること
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (3) その他、専門委員会運営に必要な業務に関すること

(組織編成)

第5条 専門委員会は、以下のように組織編成する。

(役員)

第6条 専門委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

(役員の委嘱)

第7条 委員長は、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会の担当理事をもって充てる。

- 2 委員は、委員長が委嘱する。
- 3 委員については、専門知識者、学識経験者などを招集できる。

(役員職務)

第8条 委員長は、専門委員会を代表し会務を総括する。

(任期)

第9条 役員任期は、専門委員会の目的の達成する日までとする。ただし委員長が特別な事由があると認めるときはこの限りではない。

(総会)

第10条 専門委員会の会議は、総会とする。

- 2 総会は、委員長が招集し、議長は委員長または委員長の指名する者があたる。
- 3 総会は、次の各号にかかげる事項について審議決定する。
 - (1) 運営の基本方針に関すること
 - (2) 事業計画、予算および決算に関すること
 - (3) 規定の制定および改廃に関すること
 - (4) その他、専門委員会の目的達成に必要な事項
- 4 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事務局)

第11条 専門委員会の事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は別に定める。

(会計)

第13条 専門委員会の経費は、必要に応じて事務局より及びその他の収入をもって充てる。

- 2 専門委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第14条 専門委員会は、目的を達成した後、総会の議決をもって解散する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

(規程の改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は令和4年11月30日より施行する。